

[別紙1]

花と緑のまちづくり支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

(事業開始の20日前までに提出が必要。なお、4月1日から事業開始するものは4月10日までに申請が必要です)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の必要はありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

補助金の増額を伴う変更や、交付目的に特に影響を及ぼす内容変更のほか、中止・廃止する場合には事前に県の承認が必要です。

事前に、変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出

(完了・廃止・中止から30日以内又は交付決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告を受理し、県から額の確定の通知をした後、その確定額について精算払いとなります。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部 緑豊かな自然課 緑地公園担当

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話0857 - 26 - 7403 ファクシミリ0857 - 26 - 7561

電子メール midori-shizen@pref.tottori.jp